

経済産業省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

（ 令和 7 年 9 月 1 2 日
経 済 産 業 省 ）

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、経済産業省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本省（資源エネルギー庁、中小企業庁を含む）、特許庁、経済産業局、経済産業研修所、及び産業保安監督部をはじめとした経済産業省が行うすべての事務及び事業を対象とする。

なお、下記経済産業省所管の独立行政法人等は本計画の直接の対象ではないが、経済産業省として、これらに対して 7. に示す取り組みを行うこととする。

【参考】経済産業省所管の独立行政法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人工業所有権情報・研修館

独立行政法人情報処理推進機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構

独立行政法人日本貿易振興機構

2. 対象期間等

本計画は、2040 年度までの期間を対象とする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施するとともに、今後の技術の進展や働き方の変化などを踏まえて措置を見直し・追加をしていくことにより、2013 年度を基準として、経済産業省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目標とする。

この目標は、経済産業省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

4. 個別対策に関する目標

温室効果ガスの 2040 年度の目標に向けて、費用対効果や設備導入に係る作業を勘案しながら、各々の目標に照らした個別対策の実施に向けて最大限努める。

1. 太陽光発電の導入

2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置し、2040 年度には 100%設置することを目指す。

2. 新築建築物の ZEB 化

今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

3. 電動車の導入

経済産業省の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4. LED照明の導入割合

既存設備を含めた経済産業省の LED照明の導入割合を、2030 年度までに 100%とする。

5. 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達

2030 年度までに経済産業省で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。また、2030 年度以降について、再生可能エネルギー電力を 60%以上調達した上で、2040 年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

5. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。なお、取組を実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門

等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを踏まえることとする。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

① 経済産業省が新築する庁舎等の建築物における整備

経済産業省が新築する庁舎等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

② 経済産業省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

経済産業省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

③ 整備計画の策定

今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則として①及び②に基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

ペロブスカイト太陽電池の建築物等への導入を率先して進める。また、具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。

② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

③ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築のみならず、大規模改修時においても、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を図る。

④ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たっては、以下の取組を行う。

i) 空調設備については、本省総合庁舎及び特許庁庁舎の計画的な設備改修を引き続き進める。引き続き、本省庁舎以外の庁舎にも温室効果ガスの排出の少ない高効率な空調機を可能な限り幅広く導入する。

ii) また、既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められた場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。

- ⑤ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。
- i) 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温となるよう、空調設備を使用する。
 - ii) 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
 - iii) コンピューター室の冷房については、コンピューターの性能を損なわない範囲で適正な設定温度での運用に努める。
- ⑥ 変圧器の更新を伴う受変電設備改修の際、エネルギー損失の少ない機器の導入を図る。
- ⑦ 省エネルギー診断の実施に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の基本方針及び以下の方針に基づき進める。
- i) 経済産業省が管理する大規模な庁舎（中央官庁庁舎及び延床面積が5万㎡以上の地方庁舎をいう。以下同じ。）から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
 - ii) 大規模な庁舎における省エネルギー診断の終了後、その結果も踏まえ、延床面積が1万㎡以上の地方庁舎、1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設においても省エネルギー診断を実施する。また、その他の1万㎡未満の施設においても、積極的な省エネルギー診断の実施に努める。
 - iii) すでに省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。また、1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設で実施した省エネルギー診断結果については、当該施設においてエネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、そこで得られた知見を、施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行うこととする。
 - iv) 省エネルギー診断を実施した結果は、経済産業省のホームページで公表する等の方法により、情報公開を図る。
- ⑧ エネルギー管理の徹底を図るため、以下の方針に基づき、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入する。
- i) 小規模庁舎に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる大規模な庁舎から順次BEMSを導入することとする。
 - ii) 5万㎡未満の地方庁舎への導入についても、温室効果ガス排出削減対策・省エネルギー対策を進める観点から、積極的な導入を図るが、導入に当たっては、経済合理性に配慮し、施設を管理する部局において柔軟に判断する。
- ⑨ 各庁舎の単位面積当たりの電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量並びにそれに伴う温室効果ガスの排出量を、2013年度比で、2030年度までに一定比率低減させる目標を立てるとともに、その達成に努める。
- ⑩ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限りより低炭素なセメント・コンクリートの利用に努める。
- ② 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。
 - i) 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進するとともに、指定副産物の新規用途の開発に努める。
 - ii) 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
 - iii) 業務用エアコンの冷媒に持ち入れられている HFC について、機器使用時の冷媒の漏洩を監視するとともに、機器廃棄時に HFC を適切に回収する。
- ③ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。
 - i) 本省総合庁舎においては、中央合同庁舎 5 号館のエネルギーセンターから供給させる中水をトイレの洗浄水に継続して利用する。また、特許庁庁舎においては、中水設備を設置しているが、引き続きトイレの洗浄水に利用する。
 - ii) 本省総合庁舎に整備済の節水トイレ、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具について、管理を適切に行い、引き続きこれを実施する。
 - iii) 本省庁舎以外についても、雨水利用・排水再利用設備や節水に有効な器具の導入の検討、または活用により、水の有効利用を極力図る。
- ④ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）に基づき、積極的に木造化を促進する。また、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。
- ⑤ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFC を使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑥ 建築物の建築等に当たってはエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。
- ⑦ 敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。
 - i) 庁舎等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。
 - ii) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
- ⑧ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ⑨ エレベーターの運転の高度制御、高効率 LED 照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑩ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

- ⑪ 本省庁総合庁舎および経済産業研修所において、最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生などを行うため、既に導入済の電力のデマンド監視装置等について、運用を適切に行う。
- ⑫ 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転のための温度センサーの導入や、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入の検討を進める。

(3) 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び環境配慮契約法に基づく環境物品等の調達等を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 電動車の導入

次世代自動車に係る目標の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 更新時にあわせて計画的に電動車を導入する。
- ② 電動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガス排出量の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ③ 公用車の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。
 - i) 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査を必要に応じて行うとともに、使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。
 - ii) アイドリング・ストップ装置付きの公用車は本省総合庁舎において既に49台導入済みである。またそれ以外の公用車についても、アイドリング・ストップの励行について、ポスターの掲示、シール添付などにより周知徹底を行っている。引き続きこれらの対策を継続していく。
 - iii) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機については、本省総合庁舎において、すべての公用車に導入済みであり、引き続き積極的に活用していく。
 - iv) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

(2) LED照明の導入等

- ① LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。

- ② 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。

(3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達

- ① 2030年度までに経済産業省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- ② 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ③ 温室効果ガスの更なる削減を目指し、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。
- ④ 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。
- ⑤ 2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) GX製品の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、事務及び事業における率先調達に取り組む。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。特に霞ヶ関地域においては、警備上・業務支障がある場合を除き移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
 - ・警備上支障のある場合
例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
 - ・業務上支障のある場合

例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

- ③ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。
- ④ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- ② その事務として、容器包装を利用する場合にあつては簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ③ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ④ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売するよう事業者呼びかけ、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。既に実施している事業者には、引き続き現行の回収ルートにより再使用を促す。
- ⑤ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

ウ 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ② 内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ③ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ④ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ⑤ FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

エ 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。尚、印刷物には、委託調査等の

事業で作成、印刷するものも含む。

オ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用促進に関する法律（平成 28 年第 48 号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

カ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低 GWP 冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、機種及び設置台数の見直しを通じ省エネルギー化を促すとともに、オゾン層破壊物質及び HFC を使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促す。庁舎内の自動販売機については既に省エネ型機器を導入しているところ、引き続き、技術の進展に伴うエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及び HFC を使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を、設置業者へ奨励していく。

ク フロン類の排出の抑制

- ① HFC 等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。）に基づいて、機器の簡易点検（管理者による 3 月に 1 回以上の点検）及び定期点検（一定規模以上の機器について、専門的知見を有する者による 1 年又は 3 年に 1 回以上の点検）を行い、点検記録簿を整備する。なお、点検にて漏えい又は故障等を確認した場合には、速やかに処置を行う。
- ② 冷媒の漏えい対策ため、IoT 技術等を活用した遠隔監視システムなどの漏えい検知システムの導入を図る。
- ③ 点検記録及びフロン排出抑制法に基づく証明書等の保存に当たっては、冷媒管理に関連する書類の作成や保存を電磁的に行うことができる冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化に取り組む。
- ④ 機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒回収を徹底する。

ケ CO₂ 吸収型コンクリートの活用

CO₂ 吸収型コンクリートについて、率先調達に努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) 廃棄物の 3 R + Renewable

庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年環境省告示第 7 号）等に則り 3 R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））+ Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進するために、以下の措置を講じる。

- ① 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、政府として率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で適切に配置する。
- ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 庁舎内の食堂等における食べ残し、食品残渣などの有機物質の再生利用については、既に事業者を引き渡しを行い実施しているところ、継続してこの取組を進める。
- ⑥ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。
- ⑦ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 4 年 2 月 25 日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

(3) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 政府が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② 政府が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

(4) 事務・事業における Scope 3 排出量への配慮

事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出

量の削減に努める。

5. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。
- ② 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ③ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(3) 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、経済産業省「環境配慮の方針推進本部幹事会」において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、GXグループ環境政策課が行う。
- ② 本計画の点検結果については、環境配慮の方針推進本部幹事会において、毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。
透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの実施計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改編等の要因分析も合わせて公表することとする。

【参考】「環境配慮の方針推進本部」（以下、「本部」）について

(1) 本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長 経済産業大臣

副本部長 経済産業副大臣、経済産業大臣政務官、事務次官、経済産業審議官、脱炭素成長型経済構造移行推進審議官

本部長 官房長、総括審議官、政策評価審議官、技術総括審議官、審議官（政策総合調整担当）、経済産業政策局長、地域経済産業審議官、通商政策局長、貿易経済安全保障局長、製造産業局長、商務情報政策局長、商務流通保安審議官、資源エネルギー庁長官、特許庁長官、中小企業庁長官

経済産業大臣は、関係本部長を招集し、会議を開催する。

(2) 本部を補佐するために、幹事会を設置する。幹事会の構成員は、次のとおりとする。

幹事長 GXグループ 環境政策課長

構成員 大臣官房政策調整官

大臣官房政策調整官（GXグループ担当）は、関係構成員を招集し、会議を開催する。

(3) 幹事会において、環境配慮の実施状況について、毎年度点検を行うとともに、必要に応じて環境配慮の方針や推進体制の見直しを行うものとする。また、その結果については逐次公表するものとする。

(4) 本部及び幹事会の庶務はGXグループ環境政策課において処理する。

(5) 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は本部長が、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は幹事長がそれぞれ定める。

7. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

経済産業省が所管する独立行政法人及び特殊法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組については、6. の実施状況の点検を通じて点検を行う。

8. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

経済産業省の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	426,340	207,326	256,569	-40%
施設の電気使用	kg-CO2	12,338,530	1,064,685	4,338,251	-65%
(電気使用量)	kWh	29,424,231	23,397,564	27,284,599	-7%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.419	0.046	0.159	-0.260
施設の燃料使用	kg-CO2	2,665,431	1,912,002	2,444,735	-8%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	15,430,294	3,184,013	7,039,555	-54%

※電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

経済産業省の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	83.3（5 件） （2023 年度）	100
公用車に占める電動車の割合	%	88.9（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	71.6（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	-	60

※2030年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

経済産業省本省の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	193,637	62,436	96,819	-50%
施設の電気使用	kg-CO2	2,543,092	0	1,162,959	-54%
(電気使用量)	kWh	7,849,048	7,306,808	7,314,206	-7%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.324	0	0.159	-0.165
施設の燃料使用	kg-CO2	869,145	865,464	826,436	-5%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	3,605,874	927,900	2,086,214	-42%

経済産業省本省の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%
公用車に占める電動車の割合	%	100（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	73（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	100（2025 年度）	100

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 超過勤務の削減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務態勢の推進

太陽光発電の導入割合、代替可能な公用車に占める電動車の割合、調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合の計画値についてはいずれも既に 100%達成済み。

特許庁の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	30,399	8,864	27,359	-10%
施設の電気使用	kg-CO2	7,683,544	0	2,608,088	-66%
(電気使用量)	kWh	17,266,392	12,895,864	16,403,072	-5%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.445	0	0.159	-0.286
施設の燃料使用	kg-CO2	1,023,060	418,045	971,908	-5%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	8,737,004	426,909	3,607,355	-59%

特許庁の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%
公用車に占める電動車の割合	%	100（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	86.2（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	100（2023 年度）	60

○主な削減対策と削減効果

- ・ LED照明の導入
- ・ 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ・ 電動車の導入と公用車台数の見直し
- ・ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

経済産業局の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	166,748	108,195	116,262	-30%
施設の電気使用	kg-CO2	1,635,487	757,601	424,341	-74%
(電気使用量)	kWh	3,324,095	2,370,862	2,668,812	-20%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.492	0.320	0.159	-0.333
施設の燃料使用	kg-CO2	515,087	526,002	424,859	-18%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	2,317,315	1,391,798	965,462	-58%

経済産業局の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%
公用車に占める電動車の割合	%	96.4（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	42.5（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	16.6（2023 年度）	60

※一部庁舎立て替えのため、分母がゼロになる予定。

○主な削減対策と削減効果

- ・2024年度に保有する公用車4台ともにハイブリッド車とした。
- ・2026年度から2年度間にわたりLED工事を実施し、2027年度末にLED照明の導入割合が100%となる予定。

産業保安監督部の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	35,556	27,831	16,129	-55%
施設の電気使用	kg-CO2	292,099	151,886	77,690	-73%
(電気使用量)	kWh	570,520	472,107	488,615	-14%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.512	0.322	0.159	-0.353
施設の燃料使用	kg-CO2	106,730	102,491	85,265	-20%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	434,384	282,208	179,084	-59%

産業保安監督部の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	— (2023 年度)	—
公用車に占める電動車の割合	%	15.4 (2023 年度)	100
LED照明の導入割合	%	56.9 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	17.0 (2023 年度)	60

○主な削減対策と削減効果

- ・LED照明の導入
- ・省エネ性能の高い機器の導入
- ・Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化
- ・書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を推進
- ・超過勤務の削減、定時退庁の推進
- ・照明器具、パソコン及びシュレッダー等の不使用时に電源OFFを徹底することによる、電気使用量の削減
- ・庁舎内における適切な室温管理による、CO2排出量の削減

○推進体制

- ①対策の実施責任者は管理課長とし、管理課を中心として対策を検討する。
- ②管理課は、適宜、温室効果ガス排出量に係る電力・ガス・燃料等の使用量をもとに目標達成の見込みを把握し、これを部内職員にも適宜周知する。
- ③管理課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策及びソフト対策について検討等を行う。

経済産業研修所の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	—
施設の電気使用	kg-CO2	184,308	155,198	65,173	—65%
(電気使用量)	kWh	414,176	351,923	409,894	—1%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.445	0.441	0.159	—0.286
施設の燃料使用	kg-CO2	151,409	0	136,267	—10%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	335,717	155,198	201,440	—40%

経済産業研修所の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%
公用車に占める電動車の割合	%	—（2023 年度）	—
LED照明の導入割合	%	55.6（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	100（2023 年度）	100

○主な削減対策と削減効果

- ・LED照明の導入
- ・再生可能エネルギー電力調達の拡大
- ・ワークライフバランスの確保等による温室効果ガス排出量削減にもつなげる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ①対策の実施責任者は管理課長とし、管理課が主体となって対策を随時実施する。
- ②管理課長は、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、所内職員及び管理運営事業者に逐次周知する。
- ③管理課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等ハード面での対策の追加を行うとともに、関係者にソフト面での対策強化を指示する。